

個性が輝く

男女共同参画社会を目指して



蕨市の男女平等の推進は、国連婦人の10年をきっかけとして昭和60年代に市民運動が高まり、市制施行30周年を記念して女性団体が中心となって男女平等フォーラムを開催してきたことにはじまります。

そして蕨市では平成15年に「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」を制定し、翌16年には条例に基づく基本的な計画として「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」（計画期間：平成16年4月～25年3月）を策定し、積極的に男女共同参画に関する施策を展開してきました。

一方国では、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正（平成16年）や「男女共同参画基本計画（第2次）」（内閣府・平成17年）の策定、また埼玉県では「埼玉県男女共同参画推進プラン」（平成19年）の改定などがあり、それらの法律や計画との整合性を図る必要が生じてきたことから、パートナーシッププランの中間年にあたる平成20年度に見直しを行い、後期計画として策定する運びとなりました。

見直しにあたり平成20年6月に男女共同参画市民意識調査を行いました。その結果、「教育」や「法律制度」などの社会的な枠組みでは平等感が高くなりつつあるものの、「社会通念・慣習」や「社会全体」などの分野ではまだ平等とはいえないことがわかりました。特に男女平等を阻害する要因のひとつにある固定的性別役割分担意識は「どちらかといえば賛成」と考える人の割合が多く、一人ひとりの意識を改めていくことのたいせつさを実感しているところです。

現在、蕨市では、「男女共同参画」という言葉の定着もみられ、市の審議会への女性委員の割合は県内トップクラスになっておりますが、男女共同参画社会の実現には市民一人ひとりの理解と取り組みが不可欠なことから、これまでに以上に市民皆様のご協力をお願い申し上げます。

市といたしましても、市制施行50周年の節目に改定したプランを今後着実に実行していくことで、誰もが住みよいまちづくりをいっそう進めてまいります。

結びに計画の見直しにあたりまして、熱心にご審議いただきました蕨市男女共同参画推進委員会の皆様、またアドバイスやご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

平成21年3月

蕨市長 頼 高 英 雄

目 次

第1部 序論

1	計画の基本的な考え方	1
	（1）計画の見直しの趣旨	1
	（2）計画の性格	1
	（3）計画の期間	1
2	計画の基本理念	2
3	計画の目標	2
4	市、市民、事業者の責務	3

第2部 計画の重要施策

1	女性に対する暴力をなくすために総合的な対策を進めること	6
2	女性のエンパワーメントを支援し、女性のチャレンジ支援を推進すること	8
3	仕事と生活の調和を推進し、地域の男女共同参画を進めること	10

第3部 計画の内容

計画の目標と体系	14
第1章 男女共同参画に向けた意識改革	16
課題1 政策・方針決定過程への女性の参画	16
課題2 社会制度・慣行の見直し、意識改革	19
課題3 働く場における男女共同参画の推進	21
課題4 男女平等を推進する教育・学習の充実	24
第2章 人権が尊重される社会の形成	27
課題1 女性に対する暴力の根絶	27
課題2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	30
課題3 国際協力・国際交流の推進	33
第3章 男女共同参画の条件整備	35
課題1 家庭生活と職業生活・地域活動の両立支援	35
課題2 高齢者等の生活環境の整備と支援	40
第4章 計画の推進	42
課題1 計画の推進	42

第4部 資料編

○男女共同参画白書	45
男女共同参画市民意識調査結果	45
蕨市の男女共同参画の状況	59
「みんなで男女共同参画プランを作る会」意見	63
○関係法令・条約	67
蕨市男女共同参画パートナーシップ条例	67
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	71
男女共同参画社会基本法	74
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律	76
埼玉県男女共同参画社会推進条例	81
○名簿	83
蕨市男女共同参画推進委員会委員	83
蕨市男女平等行政推進会議委員・部会員	83
後期計画策定の経緯	84